

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/2)

市町村名: 川場村

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他	
住宅の新築に関する融資	助成 かわばの木で家づくり支援事業補助金	川場村材木の需要拡大を図るため、かわばの木材を使用した住宅を建設、購入する者に対し、予算の範囲内において融助金を交付する。	・村内に自己の居住用の住宅を建設又は購入すること ・下記の交付区分ごとの条件を満たすこと <構造材補助> ・住宅構造等・延床面積80m ² 以上280m ² 以下の一方建・専用住宅 ・構造材のうち、かわば良木材を60%以上使用、又は、杉材100%以内使用。 <内装材補助> ・内装材のうち、かわば良木材を10mm以上使用 ・内装材の部材の厚さが12mm以上 ・工事実施する者が、群馬県内に事業所を有し、建設法別表第1号の上の建築一式工事の許可を受けている者。 ・補助交付決定を受けた年度の末までに上様して、「かわば良木材用住宅証明書」の交付を受けること。 <内装材にかかる補助> ・かわば良木材(構造材)使用材率を60%以上 ※80m ² 以上132m ² 未満...30万円 ※132m ² 以上280m ² 未満...40万円 ・かわば杉材100%以内使用 25万円以内					1件(先着順)	むらづり振興課	0278-25-5071			
住宅の新築に関する融資	助成 川場村子育て世帯・若者夫婦住宅取得扶助金	(新築) 住宅購入費用又は住宅購入費用(住宅の取得のために購入する土地購入費を含む。) (中古) 古き良き取扱いの場合は、居住するために増改築等(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替)が必要な場合に要する費用	川場村在住者又は住宅取扱いの場合は、川場村に住民登録する方次第にて該当する方。 (交付申請前に住宅引取り済みになっている場合は対象外) ・子育て世帯又は若者夫婦世帯であること ・補助対象住宅の契約期間であること ・補助対象住宅を10年以内に居住及び定住すること ・地域の団体会員に加入し、地場行事等の積極的な参加ができること ・子供がいること ・古き良き取扱いの場合は、増改築等の標準にてないこと ・最大の耐用年数と修理料と修理箇所が同一箇所でなく、また工事的・非難性のある場合は、原則として同一箇所で修理する必要があること ・同居する者の中に規定する者がないこと ・住宅を新築する場合は、川場村のみんなが喜んでいたり、喜んでいたりする旨を誓約すること ・申請者及び其配偶者の補助金を過去に受け取ったことがないこと	補助金の額は、基本補助金及び加算補助金の合計額で最大200万円				契約後から住宅引渡し前まで	予算内(先着順)	むらづり振興課	0278-25-5071	https://www.vill.kawabag.unma.jp/kurashi/tetsuzukiyutaku/post_11.html	
リフォーム資金	助成 川場村住宅リフォーム助成事業	<外壁工事> ・屋根の葺き替え・防水・塗装、その他の屋根工事 ・外壁の取替え・塗装、その他の外装工事 ・雨樋の取替え・改修、その他の工事 ・サッシ及びドアの取付・取替え、その他の建具工事 ・バルコニー・ベランダ・テラス等の設置工事 <内装工事> ・床・壁・天井の塗替え、その他の内装工事 ・床・壁・天井の塗替え、その他の塗装工事又は左官工事 ・ドアの取替え、被・襖・障子の張替え、その他の建具工事 ・壁の入替え、表替え <設備工事> ・ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事 ・洗面台・便器の取替え、その他の衛生設備工事 ・給水管・配管及びガス管の取替え、その他の配管工事 ・配線・コンセント設置、その他の電気設備工事 <その他工事> ・二重サッシ・断熱材設置、その他断熱化のための工事 ・基礎・土台・柱・壁・その他構造部分の補強工事 ・その他村長が認める工事	・村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。 ・世帯の中に税制及び使用料等を滞納している人がいないこと。 ・川場村が実施する住宅等の助成制度を利用していないこと。 ・住宅の機能や性能を維持又は向上させるために修繕工事を行うこと。 ・村内に業者を行われる工事であって、工事費が50万円以上である。 ・川場村の公的機関の会員の場合は、部分のみが対象。 ・本年度中に工事が完了し、報告書の提出が出来るること。 ・対象工事を行う住宅が村内にであること。	上限を20万円とし、補助対象工事費用の10%(1,000円未満切り捨て)を補助					田園整備課	0278-25-5072	https://www.vill.kawabag.unma.jp/kurashi/tetsuzukiyutaku/reform.html	以下の工事は補助対象外 <建築・土木・その他の工事> 住宅の新築工事、準車の整備、増改築工事、屋根の設置、改修工事、塀の設置、造園工事、下水道工事、排水工事、家の外構工事等の個人のみの工事、シロアリ駆除、鋪装工事、その他の構工事等、機器等の購入費及び機器等の設置に係る簡易な工事等 <電気工事> 川場村の張替え、太陽光発電システムの設置、電気器具等の購入等の個人のみの工事等 ・川場村の公的機関の会員の購入、機器等の設置及び購入に係る簡易な工事等	
リホーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成 川場村重度身体障害者等住宅改造費補助金	下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者及び障害が居住する住宅の設備を障害者に対するよう改修する者に対し、その費用の一部を補助する。 次にいずれかに該当する地盤を対象とする。 (丁)下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の許可を受けた事業者の全体計画区域以外の地域及び事業者の全体計画区域以外の地域 (乙)地域の処理施設及び農業集落生活排水処理施設等の生活排水処理による処理をしようとする区域以外の区域 (丙)川場村長が認めた区域 (丁)川場村長が定められていない地域 ③事業年度から起算して向こう10年間の間に、地域の処理施設及び農業集落生活排水処理施設等の設置が未実現の区域 (乙)川場村長が認めた区域	・下肢機能障害(1・2級)・体幹機能障害(1・2級)・下肢及び体幹機能障害(1・2級)・上肢機能障害(同じく1・2級)のいずれかの重度身体障害者手帳の交付を受けている者、かつ該年度の市町村税所得額16万円未満の世帯に属する者。	50万円を上限とし、改修に要する経費の5/6を補助 ※1,000円未満切り捨て				原則として障害者1人につき1回限り ※新築・増築についても対象となる。	健康福祉課	0278-25-5074			
合併処理浄化槽設置費	助成 川場村合併処理浄化槽設置事業費補助金	事業住宅(住宅区分の住戸総戸数2分の1以上の、小規模施設等を含む)の住戸を含む)に認可され人員10人以下で合併処理浄化槽を設置する際の経費について、予算の範囲内において融助金を交付する。	新規設置 5人未満...279,000円 6~10人未満...380,000円 8~10人標準...477,000円 改修設置 5人未満...270,000円 6~10人未満...470,000円 8~10人標準...548,000円					田園整備課	0278-25-5072	https://www.vill.kawabag.unma.jp/kurashi/tetsuzukiyutaku/joukasou.htm			
太陽光発電設備設置費	助成 川場村住宅用太陽光発電システム設置	川場村内において、自ら居住する住宅等に設置される発電システムであること。	①太陽電池システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告書を提出できること。 ②世帯の全員が料金等を滞納していないこと。	設置する発電システムの最大出力値(kW)をもとに算出し、1kW当たり30,000円を乗じて得た額または150,000円のいずれか少ない額			3件(先着順)	むらづり振興課	0278-25-5071				

令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (2/2)

市町村名: 川場村

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他	
生ごみ処理機設置費	助成	川場村生ごみ処理機購入補助金	たい肥化又は減量化された生ごみについて自らの責任において処理し、適正に活用することを条件に、家庭内での生ごみ処理機購入の費用を一部助成	村内に住所を有し、かつ、居住しているもの	本体購入金額の2/3、上限3万円(100円未満切り捨て)			同一世代に対し、1年度中に1基を限度	住民課	0278-25-5073	https://www.vill.kawabagunma.jp/kurashi/tetsuzuki/kankyou/post_1.html	生ごみ処理機であっても、事業所で使用するもの又は事業系ごみの処理をするものについては、補助金の交付対象としない	
耐震診断費	助成	川場村木造住宅耐震診断者派遣事業	(一社)群馬県建築事務所協会に登録された木造住宅耐震診断資格者が、以下の建物を対象に耐震診断を実施する。 ①昭和56年5月31日以前に着工しているもの ②木造の新築・改修工法で建築された平屋建て又は2階建てのもの ③一戸建て住宅又は、併用住宅(1/2以上が住宅)であるもの	①対象となる木造住宅を村内に所有し、居住している方 ②木造の新築・改修工法で建築された平屋建て又は2階建てのもの ③一戸建て住宅又は、併用住宅(1/2以上が住宅)であるもの	耐震診断費は全額補助、耐震診断士の交通費1,000円のみの負担(診断士への直接支払)			過年募集 (耐震診断者の派遣は年4回を予定)	5戸(先着順)	田園整備課	0278-25-5072	https://www.vill.kawabagunma.jp/kurashi/tetsuzuki/jyutaku/mokuzou.html	
住宅家賃	助成	川場村民間賃貸住宅家賃助成事業	人口流入と移住・定住化促進を図るため、村内の民間賃貸住宅に居住する者に対し、その家賃の一部を助成する。	①村内の民間賃貸住宅に、世帯全員が居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第51号)に基づく住民登録を行っていること。 ②家賃が月額4万円以上であること。 ③同一世帯に住居手当の支給を受ける公務員がないこと。 ④生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ⑤世帯全員に市役所町村民税及び市役所町に納付すべき金銭に滞納がないこと。 ⑥暴力団員等の行為に対する規制法(昭和40年法律第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される關係を有する法及び団体の構成員でないこと。 ⑦当該民間賃貸住宅の家賃を払っており、滞納がないこと。	補助金の額は、家賃月額の25%で、1万5千円を限度。補助金の交付期間は、通算60ヶ月を限度。					むらづくり振興課	0278-25-5071		
その他	助成	川場村木質系エネルギー導入促進事業費補助金	薪等の木質系の燃料を使用するストーブ・暖炉及び付帯設備	①村内の住宅等(併用住宅、集会場、事務所、店舗等を含む。)に對象設備を設置する人。 ②料税に未納がない人。 ③对象設備を当該年度中に完了し、実績報告書が提出できる人。	10,000円以上で100,000円を限度額とし、設置費の2分の1以内で補助(1,000円未満の端数は切り捨て)			対象設備の設置前に申請	3件(先着順)	むらづくり振興課	0278-25-5071		